

みよし市外国語指導助手派遣業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

みよし市では、子どもたちが社会のグローバル化に対応できるよう、小学校の外国語活動及び外国語の授業並びに中学校の英語の授業に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を配置し、小学校では言語や文化について体験的に理解を図り、中学校では身近な話題について、理解、表現、情報交換ができるよう、指導の充実を図ります。また、質の高いALTを確実に確保及び配置するためには、派遣業務による事業実施が適している。

これらを踏まえ、外国語指導助手派遣業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者に係る業務実績、外国語教育を中心とした学校教育活動への理解度、ALTの採用方法や研修内容等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

みよし市外国語指導助手派遣業務委託

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和7(2025)年4月1日から令和10(2028)年3月31日まで

(4) 契約上限金額

令和7(2025)年度 金31,223,000円

令和8(2026)年度 金31,342,000円

令和9(2027)年度 金30,593,000円

合 計 金93,158,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案する見積額は、上記の額を超えないようにすること。

※本業務の履行期間は、令和7(2025)年4月1日から令和10(2028)年3月31日までの3年間とする。契約締結日の翌日から令和7(2025)年3月31日までは派遣業務準備期間とし、業務の開始準備及び外国語指導助手の確保等を行うものとする。

※契約上限金額は現時点で予定している派遣日数を基に算出した、事業規模を示すものである。成立した予算の範囲内で契約締結するため、派遣日数、人数等変更することがある。

3 本契約に係る受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとする。なお、契約候補者の選定については、みよし市外国語指導助手派遣業務委託事業者選定委員会が行うものとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とする。なお複数の企業による共同参加は認めない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること

(2) 公告日に、令和6年度みよし市競争入札参加資格者名簿に、

大分類「委託」

中分類「外国語」

の業種において登録されている者であること。

- (3) 公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領(平成 25 年 2 月 21 日施行)」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成 25 年 3 月 14 日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結)」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日に愛知県内に本店、支店又は営業所を有していること。ただし、契約を締結する営業所としてみよし市競争入札参加資格者名簿に登載された営業所に限る。
- (5) 過去 5 年以内に、事業主が出入国管理及び難民認定法による処分を受けていないこと。
- (6) 過去 5 年以内に、事業主が労働基準法等に違反し、処分を受けたことがないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 労働者派遣法に基づく派遣事業許可を受けていること。
- (9) 令和 4(2022)年 4 月 1 日以降に、小中学校において、同様の業務(外国語指導助手派遣業務(派遣契約によるもの)に限る。)の実績を 1 件以上有していること。
- (10) 国税、地方税、市税を滞納していないこと。
- (11) 本契約は、みよし市公契約条約(令和 5 年みよし市条例第 38 号)第 2 条第 2 項に規定する特定公契約の対象となるため、同条例に係る法令を遵守すること。

5 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行う。

- (1) 質問がある場合は、「質疑書」(様式第 4 号)に質問事項を記載の上、令和 6(2024)年 10 月 21 日(月)までに、電子メール(学校教育課メールアドレス gakko@city.aichi-miyoshi.lg.jp)により、学校教育課に提出すること。なお、メールの件名は「みよし市外国語指導助手派遣業務委託 質疑提出(社名)」とし、メールの送信後にはメール到着の有無を電話で学校教育課(電話番号 0561-32-8026)に確認すること。
- (2) 質疑に対する回答については、「質疑回答書」(様式第 5 号)により、参加事業者全員に対し参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛て電子メールで、令和 6(2024)年 10 月 23 日(水)までに回答する。

6 参加申込の方法

上記「4 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次に掲げる参加申請書類を提出すること。

(1) 参加申請書類

ア 参加申込書(様式第 1 号)

イ 会社概要調書(様式第 2 号)

(ア) 法人の登記事項証明書を添付

(イ) 労働者派遣事業の許可証の写しを添付

(ウ) 国税、県税及び市税が課税される団体について、未納の税額がない旨の証明書
(直近 2 年分・発効日から 3 か月以内のもの)

ウ 業務実績調書(様式第 3 号)

業務実績調書に記載したすべての契約書(契約案件名、契約当事者、学校名及び施設名、受託期間、最終契約金額、配置 A L T 数が掲載されている部分)の写しを添付

エ 会社概要(会社パンフレットなど任意)

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出方法

みよし市教育委員会教育部学校教育課（みよし市役所庁舎 2 階）窓口へ直接又は郵送。ただし、郵送による場合は、配達記録が証明できる方法で提出期限までに必着。

(4) 提出先

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地（みよし市役所庁舎 2 階）
みよし市教育委員会教育部学校教育課（担当：中田）

(5) 提出期限

令和 6（2024）年 10 月 29 日（火）午後 5 時まで ※期限厳守

(6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和 6（2024）年 11 月 1 日（金）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知する。

7 業務提案書等の提出

参加資格を認められた事業者は、次に掲げる業務提案書等を提出すること。なお、提出期限以降の業務提案書等の再提出及び差替え等は認めない。また、審査終了後についても提出書類の返却は行わない。

(1) 提出書類及び提出部数

	書類名	提出部数	備 考
ア	業務提案書等提出届 （様式第 6 号）	1 部	必要な事項を漏れなく記入し、会社名及び代表者氏名を記入すること。
イ	業務提案書 （任意様式）	8 部	以下の項目の順に作成すること。（正本 1 部、副本 7 部） ・ 外国語教育に対する理念と方針 ・ 採用条件、採用方法、A L T の勤続年数 ・ 研修体制（回数、期間、内容） ・ 教育プログラム、指導法の開発 ・ 教育委員会、学校との連携体制 ・ 労務管理体制 ・ 緊急時の支援体制 ・ 法令順守（関係法令、個人情報保護） ・ 授業以外での A L T の効果的な活用についての考え方や具体的な活用方法
ウ	業務実施体制調書 （様式第 7 号）	8 部	契約締結後の業務の実施体制について記入
エ	見積提示金額調書 （様式第 8 号）	8 部	3 年間の見積提示金額及び年度毎内訳を記載 （正本 1 部、副本 7 部）
オ	社会的価値の実現に資する取組に関する申告書 （様式 9 号）	8 部	指定された添付書類と一緒に提出

【書類作成時の注意事項】

- ・ 書類は日本産業規格による A 4 判の規格で作成すること。また、表紙を含め、10 枚以内（両面印刷 20 ページ以内）用紙の向きは縦向きとすること。
- ・ 言語は日本語、通貨は日本円とし、横書きで文字サイズは 11 ポイント以上とする。ただし、図表等はこの限りではない。

- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- ・1事業者について1提案とする。
- ・正本1部は、商号又は名称及び代表者氏名を記入したものとし、アからエの順に並べ、A4縦左側2穴綴じで提出すること。
- ・副本7部は、正本の写しで、会社名が判別できる記載は行わず、イからエの順に並べ、A4縦左側2穴綴じで提出すること。

(2) 提出方法

みよし市教育委員会教育部学校教育課(みよし市役所庁舎2階)窓口に直接又は郵送。ただし、郵送による場合は、配達記録が証明できる方法で提出期限までに必着。

(3) 提出先

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地(みよし市役所庁舎2階)
みよし市教育委員会教育部学校教育課(担当:中田)

(4) 提出期限

令和6(2024)年11月15日(金)午後5時まで ※期限厳守

8 審査の手続

審査については、次のとおり行う。

(1) 第1次審査(書面審査)

ア 提出された業務提案書等について、別に定める評価基準に従い書面審査を実施します。

イ 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、第2次審査を行うものとします。

ウ 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和6(2024)年11月19日(火)までに、業務提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとする。

エ 評価基準

評価基準については別添「みよし市外国語指導助手派遣業務プロポーザル評価基準」のとおり。

(2) 第2次審査(プレゼンテーションによる審査)

ア 開催日時

令和6(2024)年11月26日(火)午後1時15分から(予定)

イ 開催場所

みよし市役所庁舎2階 202会議室

ウ 審査の方法

1事業者につき20分以内(機器の準備含む)でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を10分程度設けます。プレゼンテーションの参加者については1団体につき3名までとする。

エ 説明者

会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身につけないこと。また、プレゼンテーション及び質疑応答は、業務実施体制調書に記載した管理責任者及び担当者で行うものとする。なお、当日受付にて説明に参加する方全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯すること。

オ 評価基準

評価基準については別添「みよし市外国語指導助手派遣業務委託プロポーザル評価基準」のとおり。

9 契約候補者の選定

- (1) みよし市外国語指導助手派遣業務委託事業者選定委員会において、提出された業務提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 契約候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、基準点以上の提案者の中から契約候補者を選定する。提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

10 審査結果の通知

審査結果については、業務提案書等を提出したすべての者に対して、業務提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知する。

また、審査結果についてはみよし市ホームページに掲載し、公表する。

11 公募から事業者選定までのスケジュール(予定)

内容	期日・期間等
公募の公告	10月10日(木)
参加申込	10月10日(木)～10月29日(火)
質問の受付	10月10日(木)～10月21日(月)
参加資格確認通知	11月1日(金)
業務提案書等の提出	11月5日(火)～11月15日(金)
一次審査結果通知	11月19日(火)
二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	11月26日(火)
プロポーザル事業者選定委員会	11月26日(火)
結果通知	12月6日(金)
契約締結	12月中旬

※本スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

12 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係るすべての費用は参加者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止になった場合においても同様とする。
- (2) 本業務に係る予算が令和6(2024)年度みよし市議会において不承認となった場合は、本プロポーザルを含む本業務に係るすべてを無効とする。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ア 見積金額が限度額を超える提案をした場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 事業者選定委員会の委員等に働きかけ、審査結果に影響力を行使しようとした場合
- (4) 本プロポーザルに係る提出書類は非公開とする